

# 令和5年度宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業委託業務 委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は、道が委託する令和5年度宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の目的

わが国における宇宙機器製造・衛星データ利活用サービス産業の拡大に伴い、本道における宇宙スタートアップにおいても企業規模の拡大が続き、人材確保が課題となっている。

このような中、道内外の大学の宇宙関連学科の卒業生による起業が相次ぐほか、こうした宇宙スタートアップによる他産業からの転職者の募集が拡大し、人材確保競争に拍車がかかっている。このため本事業では、道内の宇宙関連企業の人材育成を支援するため、道内外の大学生のほか他産業の社会人等とのマッチングを目的とした企業説明会及び就業体験会を開催する。

## 3 委託業務の内容

道内の宇宙関連企業の人材育成を支援するため、道内外の大学生のほか他産業の社会人等とのマッチングを目的とした企業説明会及び就業体験会を開催する。

### (1) 企業説明会の企画立案、運営、事後調査の実施

#### ア 内容（対象・目的）

道内外の大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生、一般求職者 等に対し、道内宇宙関連産業分野への就職を目指してもらえるよう、北海道の宇宙関連産業の事業環境や事業者の魅力、当該産業分野への就職に関する有益な情報を発信する企業説明会を企画立案・運営する（参加者の募集及び説明会実施に係る企業の選定や学校、関係団体等との諸調整を含む）。また、開催後に事後調査を実施する。

#### イ 開催方法・回数等

(ア) 開催方法：会場でのリアル開催とオンライン開催のハイブリッド形式を基本とする。

(イ) 開催回数：1回

(ウ) 開催場所：札幌市

(エ) 対 象：道内外の大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生、一般求職者 等

(オ) 事後調査：アンケートフォームや質問紙等による調査と分析（1回）

※説明会に対する満足度等を調査し、事業効果を分析し、全ての事業完了後に提出する実績報告書とあわせて報告すること。

#### ウ 留意事項

(ア) 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症の影響等により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、仕様書の記載事項に沿った内容で提案すること。

(イ) 詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、北海道と調整して決定する。

(ウ) 企画提案時点で会場の仮押さえ、企業や講演者のアポイント等は必要としない。

(エ) 本委託業務の実施にあたり、広告作成・出稿・維持管理及びこれらに付随する全ての必要な業務について実施するとともに、著作権や肖像権等の諸権利に留意すること。

(オ) 本委託業務で取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下同じ。）、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取扱うこと。

## (2) 就業体験会の企画立案、運営、事後調査の実施

### ア 内容（対象・目的）

道内外の大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生、一般求職者 等に対し、道内宇宙関連産業分野への就職を目指してもらえよう、北海道の宇宙関連産業の事業環境や事業者の魅力、当該産業分野への就職に関する有益な情報の発信及び実地体験を含めた就業体験会を企画立案、運営する（参加者の募集及び体験会実施に係る企業の選定や学校、関係団体等との諸調整を含む）。なお、参加者の交通利便性や、事業効果の高さを考慮した企画とすること。また、開催後に事後調査を実施する。

### イ 開催方法・回数等

(ア) 開催方法：会場でのリアル開催を基本とする。実習等を含めた内容とすること。

(イ) 開催回数：1回

(ウ) 開催場所：札幌市内、札幌市近郊、室蘭市内など

(エ) 対 象：道内外の大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生、一般求職者 等

(オ) 事後調査：アンケートフォームや質問紙等による調査と分析（1回）

※体験会に対する満足度等を調査し、事業効果を分析し、全ての事業完了後に提出する実績報告書としてまとめて報告する。

### ウ 留意事項

(ア) 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症の影響等により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、仕様書の記載事項に沿った内容で提案すること。

(イ) 詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、北海道と調整して決定する。

(ウ) 企画提案時点で会場の仮押さえ、企業や講演者のアポイント等は必要としない。

(エ) 本委託業務の実施にあたり、広告作成・出稿・維持管理及びこれらに付随する全ての必要な業務について実施するとともに、著作権や肖像権等の諸権利に留意すること。

(オ) 本委託業務で取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取扱うこと。

## (3) 実績報告書の作成及び提出期限

### ア 内容

上記3（1）（2）ともに、事業終了後は実績報告書を作成し、期限までに提出すること。

なお、実績報告書には、各業務のイ（オ）事後調査の結果もあわせて記載すること。

### イ 提出物

実績報告書（A4紙面媒体2部、電子記録媒体1枚）

※電子記録媒体はCD-RまたはDVD-Rで提出のこと。USBメモリー、SDカードでの提出は不可。

### ウ 提出期限：令和6年（2024年）2月29日（木）

#### 4 業務処理計画書及び業務処理責任者について

- (1) 受託者が契約書第4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。
  - ・業務処理計画書（別記第1号様式）
- (2) 受託者が契約書第6条の規定に基づき業務処理責任者を定めたときに委託者に提出する書類は、次のとおりとする。
  - ・業務処理責任者選定通知書（別記第2号様式）

#### 5 実績報告等及び概算払について

- (1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。
  - ア 実績報告書（別記第3号様式）
    - ※事業実施報告書（任意様式）（紙媒体1部及び電子媒体1部）を添付
  - イ 収支精算書（別記第4号様式）
  - ウ 事業実施報告書（紙媒体1部及び電子媒体1部）
- (2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。
  - ア 概算払請求書（別記第5号様式）
  - イ 収支計画書（別記第6号様式）

#### 6 再委託について

- (1) 次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。
  - ア 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
  - イ 再委託させることの合理的理由があるとき。
  - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (2) 受託者が再委託を行う場合に提出する再委託承諾願は、次のとおりとする。
  - ・再委託承諾願（別記第7号様式）

#### 7 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

#### 8 成果物の著作権等

契約履行過程で生じた成果物の著作権は、道に帰属する。ただし、道に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に道の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、道は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

#### 9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、委託者との連携に留意すること。
- (2) 本事業は国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）に基づく委託業務であることから、国の示す要綱、要領等の関係規定を踏まえ実施すること。
- (3) 受託者は、委託業務に関する関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等により委託業務内容を変更又は中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議による。